

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	(定義)	
第一条 (略)	2 (6) (略)	7 この省令において「沿海区域」とは、次に掲げる水域をいう。
一 (八) (略)	九 東京都式根島南端から三重県沢崎まで引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	一 (八) (略)
十 静岡県御前崎灯台から二百三十六度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	十一 静岡県石廊崎から三重県新宮川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域	九 静岡県石廊崎から三重県新宮川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
十一 (十四) (略)	十五 京都府成生岬から二十二度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	一 (八) (略)
十六 (略)	十七 新潟県角田岬から十三度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	十 (十三) (略)
十八 (略)	十九 北海道静内川口左岸突端から青森県大間崎まで引いた線及び北海道の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	十 (新設) 十四 (略)
二十一 (略)	二十 北海道苦小牧灯台から百六十九度に引いた線並びに北海道及び本州の各海岸から二十海里の線により囲まれた水域	十五 (略)
二十二 (略)	二十三 宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線及び本州の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	十六 北海道勇払川口左岸突端から青森県尻屋崎まで引いた線及び北海道の海岸から二十海里の線により囲まれた水域
二十三 (略)	二十四 (略)	(新設)
二十四 (略)	二十五 (略)	二十六 (新設)
二十五 (略)	二十六 北海道勇払川口左岸突端から青森県尻屋崎まで引いた線及び北海道の海岸から二十海里の線により囲まれた水域	
二十六 (略)		